

<以下、抄訳ですので、ご利用に当たっては、原文をご確認ください。>

今回改訂された条項のみを記載し、その他の条項は項目名のみ掲載してあります>

中華人民共和国安全生産法（第3改訂版）_抄訳

（2002年6月29日に開催された第9回全国人民代表大会常任委員会第28回会議で採択され、2009年8月27日に開催された第11回全国人民代表大会常任委員会第10回会議に於ける“法律の改正に関する決定“により第一回改訂が行われ、2014年8月31日に開催された第12回全国人民代表大会常任委員会第10回会議に於ける”中華人民共和国安全生産法の改正に関する決定“に基づき第2回改訂が行われた。2021年6月10日に開催された第13回全国人民代表大会常任委員会第29回会議に於ける”中華人民共和国安全生産法の改正に関する決定“に基づき第3回改訂が行われた。）

目次

- 第1章 総則
- 第2章 生産経営企業の安全生産確保
- 第3章 従業員の安全生産に対する権利と義務
- 第4章 安全生産の監督管理
- 第5章 生産安全事故に対する緊急救援と調査処理
- 第6章 法的責任
- 第7章 附則

第1章 総則

第1条（目的）

第2条（適用範囲）

第3条（基本的考え方）

安全生産業務は、中国共産党の指導を堅持して実施する。

安全生産業務は、人を重視し、人民本位を堅持し、生命を大切にし、人民の生命と安全を守ることを第一に考なければならない。安全な発展の開発の考え方を堅固に持ち、“安全第一、予防第一、総合管理”の方針を堅持し、発生源からの重大な安全リスクを防止・解決する。安全生産業務では、業界で安全を管理し、企業業務で安全を管理し、生産経営企業で安全を管理する必要がある。生産経営企業の主体的責任と政府の監督管理責任を強化して実行する。生産経営企業の責任、従業員の参加、政府の監督管理、業界の自己規律、及び社会全体で監督する体制を確立する。

第4条（生産経営企業の責務）

生産経営企業は、本法律及びその他の安全生産に関連する法律及び法規を必ず遵守し、安全生産管理を強化し、全体的な安全生産責任制度及び安全生産規則制度を確立して整備し、安全生産の為の資金、物資、技術、人員の投入を強力に保障して、安全生産条件を改善し

なければならない。また、安全生産の標準化と情報化の建設を強力に進め、安全リスク分類による管理と制御および潜在危険性要因の調査と排除の二重防止メカニズムを構築して、リスク予防と解決メカニズムを改善し、安全生産レベルを向上して安全生産を確保しなければならない。

平台経済（e-commerce）等の新興産業およびその分野の生産経営企業は、その産業および分野の特性に従って、全従業員で安全生産責任制度を確立・改善・実施し、従業員の労働安全生産教育及び訓練を強化し、本法律及びその他の法律・法規で規定されている関連する安全生産に関する義務を履行しなければならない。

第5条（生産経営企業の責任者）

生産経営企業の主要責任者は、その組織の安全生産に関する第一責任者であり、その組織の安全生産業務に全責任を負う。その他の責任者は、その職責範囲内に於ける安全生産業務に責任を負う。

第6条（従業員の役割）

第7条（労働組合の役割）

第8条（国務院及び地方人民政府の役割）

国務院及び県級以上の地方各級人民政府は、国民経済および社会的開発計画に基づいて安全生産計画を制定し、組織して実施しなければならない。安全生産計画は、国土開発計画等の関連計画とリンクされなければならない。各級人民政府は、安全生産基礎設備と安全生産監督管理能力の構築を強力に進め、必要資金を対応する予算に組み入れるものとする。県級以上の地方人民政府は、関連部門を組織し安全リスクの評価・実証の制度を確立および改善しなければならない。また安全リスクの管理・制御の要件に従って、産業計画と土地利用計画を推進し、場所が隣接したもの、類似した産業であるもの、及び業態が類似している生産経営企業の主要な安全リスクの共同予防と共同管理を実施する。

第9条（国務院及び地方人民政府の役割）

国務院及び県級以上の地方人民政府は、安全生産業務に対する指導を強化し、安全生産業務の調整制度を確立・改善し、全ての関連部門が法律に従って安全生産の監督・管理職責を履行するように支援および督促し、安全生産監督管理における主要な問題を遅滞なく協力して解決しなければならない。

郷及び鎮の人民政府および準地区事務所、及び開発区、工業園区、港湾区、風景区等は、安全生産監督管理の責任を負う関連業務機構及びその職責を明確にしなければならない。安全生産監督管理能力を強化し、職責に従って行政区域又は管理区域内の生産経営企業に対して安全生産状況の監督検査を実施する。また、人民政府の関連部門と協力し、法に基づいた権利に従って安全生産の監督管理の職務を遂行する。

第10条（監督管理部門の役割）

国務院の応急管理部門は、本法律に従って、全国の安全生産業務に対して総合的な監督管理を実施す。県級以上の地方各級人民政府の応急管理部門は、本法律に従って、其々の行政区域における安全生産業務に対して総合的な監督管理を実施する。

国務院の交通運輸、住宅及び都市農村建設、水利、民間航空等の関連部門は、本法律及びその他の関連法と行政法規の規定に従って、関係する産業及び分野に対して、其々の責任

範囲に於いて安全生産業務の監督管理を実施する。

県級以上の地方各級人民政府の関連部門は、本法律及びその他の関連法律、法規の規定に従い、其々の職責範囲内において、関連する産業及び分野に対して安全生産業務の監督管理を実施する。

新興の産業や分野に対する安全生産監督管理の職責が不明確な場合、県級以上の各級人民政府は、“近似業務の原則”に従って監督管理部門を決定する。

応急管理部門並びに関連産業及び分野の安全生産業務を監督管理する部門は、総称して、安全生産監督管理担当部門と呼ぶ。安全生産監督管理担当部門は、互いに協力し、共同で管理し、情報を共有し、リソースを共有し、法律に従って安全生産監督管理業務を強化する。

第11条（国家基準、業界基準の制定）

第12条（国家基準の作成）

国務院の関連部門は、職責分担に従って、安全生産に必須の国家基準に関する項目提案、組織的な起草、意見の募集、技術的審査に責任を負う。国務院の応急管理部門は、安全生産に必須の国家基準の作成計画を調整、提案する。国務院の標準化行政主管部門は、安全生産に必須の国家基準の作成、番号付け、外部通知、及び承認、批准、公布業務に責任を負う。国務院の標準化行政主管部門及び関連部門は、安全生産に必須の国家基準の実行に対する法定職責に従って、監督及び検査を実施する。

第13条（安全知識の教宣）

第14条（関連協会組織の役割）

第15条（技術及び管理サービス提供機関の役割）

第16条（生産安全事故責任追及制度）

第17条（権限と責任の公開）

県級以上の各級人民政府は、安全生産監督管理を担当する部門を組織し、法律に従って安全生産に関する権限と責任のリストを作成し、公開して社会的監督を受け入れる。

第18条（先端技術の普及奨励）

第19条（報奨の授与）

第2章 生産経営企業の安全生産確保

第20条（安全生産条件の具備）

第21条（生産経営企業責任者の職責）

生産経営企業の主要責任者は、当該組織の安全生産業務に対して以下の職責を負う。

- (1) 当該組織の全従業員に対する安全生産責任制度を確立、改善、実施し、安全生産の標準化を強化する。
- (2) 当該組織の安全生産規則制度及び操作規程の制定と実施を組織的に行う。
- (3) 当該組織の安全生産教育及び訓練計画の制定と実施を組織的に行う。
- (4) 当該組織の安全生産の投資の効果的な実施を確保する。
- (5) 安全リスクの階層的管理と制御、及び潜在危険性要因の調査と管理のための二重予防業務制度の確立と実施を組織的に行い、当該組織の安全生産業務を監視、検査して、生

産安全事故の潜在危険性要因を遅滞なく排除する。

- (6) 当該組織の生産安全事故に対する緊急救助計画の策定と実施を組織的に行う。
- (7) 生産安全事故を遅滞なく且つ事実どおりに報告する。

第22条（安全生産責任制度の実施と保障）

第23条（安全生産に必要な資金投入）

第24条（鉱山等の安全生産管理機関）

第25条（安全生産管理機関及び管理要員の役割）

生産経営企業の安全生産管理機関及び安全生産管理要員は、以下の職責を履行する。

- (1) 当該組織の安全生産規程制度、操作規程及び生産安全事故の緊急救援計画の策定を組織または参加する。
- (2) 当該組織の安全生産教育および訓練を組織または参加し、その安全生産教育および訓練状況を事実通りに記録する。
- (3) 危険源の特定と評価を展開整理し、当該組織の重大危険源に対する安全管理措置の実施を促す。
- (4) 当該組織の緊急救援訓練を組織または参加する。
- (5) 当該組織の安全生産状況を検査し、生産安全事故の隠れた危険性を遅滞なく調査・排除し、安全生産管理を改善するための提案を提出する。
- (6) 違法な指図、危険な作業の強制、操作規程に違反する操作を制止し是正する。
- (7) 当該組織の安全生産の整備・是正措置の実施を促す。

生産経営企業は、生産安全を担当する専任責任者を設置し、当該組織の主要な責任者と協力して、安全生産管理の職責を履行させることができる。

第26条（安全生産管理要員の地位保全）

第27条（安全生産管理要員及び登録安全技術者）

第28条（従業員等への教育及び訓練）

第29条（新技術導入等の為の準備）

第30条（特殊作業員）

第31条（建設プロジェクト等の安全設備）

第32条（建設プロジェクトの安全評価）

第33条（安全施設の設計と審査）

第34条（建設施工と竣工使用）

第35条（安全警告標識の設置）

第36条（安全設備の保守点検）

安全設備の設計、製造、設置、使用、検査測定、保守、改造および廃棄は、国内基準又は業界基準に適合しなければならない。

生産経営企業は、安全設備の日常的な保守、整備、および定期的な測定検査を実施し、正常な動作を保証しなければならない。保守、整備および測定検査は、適切に記録を作成し、且つ関連担当者が署名しなければならない。

生産経営企業は、生産安全に直接関連する監視、警報、防護、救命設備及び施設を閉鎖または破壊し、関連するデータ及び情報を改竄、隠蔽、破壊してはならない。

燃料ガスを使用する飲食等の生産経営企業は、可燃性ガス警報装置を設置し、且つ正常使用を保証しなければならない。

第37条（危険物容器、石油採掘等の設備）

第38条（危険な工程、設備の撤去）

第39条（危険物生産等に対する主管部門審査）

第40条（危険物の登記と緊急対応計画の制定）

生産経営企業は、主要な危険源について登記してファイルを作成し、定期的に検査測定、評価、およびモニタリングを実施し、且つ緊急対応計画を制定し、従業員及び関連人員に対して緊急状況下で講ずべき緊急対応措置を告知しなければならない。

生産経営企業は、国の関連規定に従い、当該組織の主要な危険源及び関連する安全措置と緊急対応措置を、関連する地方人民政府の应急管理部門と関連部門に届出なければならない。関連する地方人民政府の应急管理部門と関連部門は、関連する情報システムを通じて情報共有を実施しなければならない。

第41条（安全リスク制度、潜在危険性調査制度）

生産経営企業は、安全リスクの分類と管理・制御制度を確立し、安全リスクの分類に従って対応する管理・制御措置を採用しなければならない。

生産経営企業は、生産安全事故の潜在的発生要因の調査・処置制度を確立・整備し、技術及び管理上の措置を講じ、遅滞なく事故の潜在的発生要因を発見し排除しなければならない。事故の潜在的発生要因の調査・処置状況は、事実どおりに記録され、労働者大会或いは労働者代表大会、情報掲示板等の方式を通じて、従業員に対して公表しなければならない。その中で、主要な事故の潜在的発生要因の調査・管理状況は、安全生産の監督管理を担当する部門と労働者大会或いは労働者代表大会に適時に報告しなければならない。

県級以上の地方人民政府の安全生産の監督管理の職責を負う部門は、重大な事故の潜在的発生要因を関連する情報システムに入力し、重大な事故の潜在的発生要因の調査・処置制度を確立・改善し、生産経営企業が重大な事故の潜在危険性要因を排除することを督促しなければならない。

第42条（従業員宿舎及び避難通路）

第43条（危険作業の管理）

第44条（従業員の教育及び精神面への配慮）

生産経営企業は、従業員が当該組織の安全生産規則制度及び安全操作規程を厳格に実行するように教育し督促しなければならない。且つ、従業員に対して作業場所及び業務職位に存在する危険要素、防護措置及び事故緊急対応措置を誠実に告知しなければならない。

生産経営企業は、従業員の身体的、心理的状态と行動習慣に注意を払い、従業員の心理的問題解消と精神的な快適さを強化し、安全生産責任の職責を厳格に履行し、従業員の異常行動による事故を未然に防がなければならない。

第45条（労働防護用品の提供）

第46条（検査の実施と発見された問題の処理）

第47条（防護用品等の費用措置）

第48条（同一区域内に存在する事業者間の調整）

第49条（事業等の外注下請け、賃貸について）

生産経営企業は、安全生産条件又は相応する資格を具備していない事業者又は個人に、生産販売事業、場所または設備を下請け或いは賃貸してはならない。生産販売事業または場所を、他の事業者の下請け或いは賃貸している場合は、生産経営企業は、請負事業者又は賃貸事業者と専門的な安全生産管理契約を締結するか、或いは請負契約、賃貸契約に各自の安全生産管理責任を定めなければならない。生産経営企業は、請負事業者又は賃貸事業者の安全生産業務について統一的に調整・管理し、定期的な安全検査を実施し、安全上の問題を発見した場合は、速やかに整備・是正を督促しなければならない。

鉱山、金属精錬建設プロジェクト、および危険物の生産、貯蔵、積載荷降ろしの建設プロジェクトの施行事業者は、建設プロジェクトの安全管理を強化しなければならない。また、再販、賃貸、貸与、提携または他の形式での建設資格の違法な譲渡をしてはならない。また、請け負った全建設プロジェクトを第三者に下請けに出す、或いは契約した全建設プロジェクトを分けて下請けの名目で更に第三者に下請けに出すことをしてはならない。また対応する資格を持たない事業者にプロジェクトを下請けすることはできない。

第50条（事故発生時に於ける責任者の職責）**第51条**（労働災害保険、安全生産責任保険への加入）

生産経営企業は、法律に従って労働災害保険に加入し、従業員のために保険料を納付しなければならない。国は、生産経営企業が安全生産責任保険に加入することを奨励する。

国が規定している高危険性産業及び分野に属する生産経営企業は、安全生産責任保険に加入しなければならない。具体的範囲と実施方法は、国務院応急管理部門が国務院財務部門、国務院保険監督管理機関、及び関連する業界主管部門と協力して制定する。

第3章 従業員の安全生産に対する権利と義務**第52条**（従業員との契約締結）**第53条**（従業員の知る権利と、意見提出権利）**第54条**（告訴の権利、違法命令等に対して拒否する権利）**第55条**（緊急事態での避難の権利）**第56条**（生産安全事故による損害補償の権利）

生産経営企業で生産安全事故が発生した場合は、適時、関係要員を治療するための措置を講じなければならない。生産安全事故により損害を被った従業員は、法律に基づく労働災害保険以外に、関連する民事法律に基づき補償を受ける権利があり、補償を請求する権利を有する。

第57条（規則の遵守と保護具の着用義務）

従業員は、作業中に自分の職責の安全責任を厳密に実行し、自組織の安全生産規則と操作規程を遵守し、管理者に従い、労働防護用品を適切に着用して使用しなければならない。

第58条（生産安全知識、技能を向上させる義務）**第59条**（危険要因発見時の報告義務）**第60条**（安全生産に関する労働組合の権利）**第61条**（派遣労働者の権利と義務）

第4章 安全生産の監督管理

第62条 (安全生産年度監査計画の作成)

第63条 (安全生産に関する審査・認可)

第64条 (審査、検収費用の不徴収)

第65条 (監督検査部門の職権)

第66条 (監督検査への協力)

第67条 (業務上の秘密保持等)

第68条 (監督検査の実施記録)

第69条 (検査部門間の連携)

第70条 (生産業務停止命令)

第71条 (監察機関による安全生産監督管理部門の監察)

第72条 (安全評価機関の資格)

安全評価、認証、試験測定および検査を担当する機関は、国の定める資格条件を備え、且つ当該機関が行った安全評価、認証、試験測定および検査の結果の正当性と信頼性に責任を負わなければならない。資格条件は、[國務院应急管理部門が國務院の関連部門と協力して制定する](#)。安全評価、認証、試験測定および検査を担当する機関は、[業務公開及び報告公開制度を確立及び実行し、資格や関連会社名の貸し出し、虚偽の報告をしたりしてはならない](#)。

第73条 (通報制度と調査・処理)

安全生産監督管理の職責を負う部門は、[通報制度を確立し、通報電話、住所又は電子メールアドレス等のオンライン通報プラットフォームを公開し、生産安全に関する通報を受理しなければならない](#)。受理された通報事項は調査・確認を経た後、[書面による資料を作成しなければならない](#)。是正措置を実施する必要がある場合、[関連責任者に報告し署名を経て、督促を行う](#)。[その部門の職責に属さず、他の関連部門によって調査・処理がなされる必要がある事柄の場合、他の関連部門に転送し処理される](#)。[人員の死亡に関する通報事項は、](#)[県級以上の人民政府組織によって調査・処理されなければならない](#)。

第74条 (重大事故に対する公益訴訟)

如何なる組織または個人も、[事故の潜在危険性要因又は生産違法行為について、安全生産監督管理の職責を負う部門に報告又は通報する権利を有する](#)。

[安全生産違法行為によって重大な事故の潜在危険性が生成或いは重大事故が発生し、国家利益或いは社会公共利益が侵害された場合、人民検察院は民事訴訟法、行政訴訟法の関連規定に基づいて公益訴訟を提起することができる](#)。

第75条 (住民委員会の通報義務)

第76条 (違法行為の通報に対する報奨)

第77条 (報道機関の役割)

第78条 (安全生産違反情報のデータベースでの管理、公開)

安全生産監督管理の職責を負う部門は、[安全生産違反情報データベースを確立し、生産経営組織及びその関連従業員の安全生産違反行為情報を事実通り記録する](#)。[違法行為の情況](#)

が重大な生産経営企業およびその関連従業員について、直ちに公に発表し、且つ業界主管部門、投資主管部門、天然資源主管部門、生態環境主管部門、証券監督管理機関、および関連金融機関に通知しなければならない。

関連する部門及び機関は、不正な行為を行う生産経営企業及びその関連従業員に対して、法執行機関による検査頻度を増やす、プロジェクトの承認を一時停止する、関連する保険料を引き上げる、業界や職業への参入を禁止する等の総合的な懲戒処分を行い、それらを一般社会に公開する。

安全生産監督管理の職責を負う部門は、生産経営企業の行政処分情報の適時収集、共有、適用、および開示を強化しなければならない。生産経営企業に対する処罰が決定されてから7営業日以内に、監督管理部門の公示システムで公開され、違法で信頼できない生産経営組織及びその関連従業員の社会的監督を強化し、社会全体の安全生産の本当のレベルを向上させる。

第5章 生産安全事故に対する緊急救援と調査処理

第79条（緊急救援組織、情報システムの整備）

国は、生産安全事故に対する緊急対応能力の構築を強化し、重点産業及び分野に緊急救援基地及び緊急救助チームを設立し、国家安全生産緊急救援機構によって統一的に調整及び指揮されなければならない。生産経営企業およびその他の社会的力量を持つ勢力が、緊急救助チームを設立し、相応の緊急救援装備および資材を配備し、緊急救援の専門的レベルを向上させるように奨励する。

国務院の応急管理部門は、全国統一の生産安全事故緊急救援情報システムの確立を主導する。国務院の交通運輸、住宅及び都市農村建設、水利、民間航空等の関連部門及び県級以上の地方人民政府は、関連する産業、分野、地域における生産安全事故緊急救援情報システムを確立し、改善し、相互連絡と情報共有を実現し、オンラインによる安全情報収集及び安全監視管理と監視早期警告の実施を通じて、監督管理の精度とデジタル化レベルを向上させます。

第80条（地方人民政府の緊急救援計画）

県級以上の地方人民政府は、関連部門を組織し、行政区域内での生産安全事故の緊急救援計画を策定し、緊急救援システムを確立しなければならない。

郷及び鎮の人民政府および準地区事務所、及び開発区、工業園区、港湾区、風景区等は、生産安全事故の緊急救援計画を制定し、人民政府の関連部門を支援し、また法による認可に従って生産安全事故の緊急救援業務を行わなければならない。

第81条（生産経営企業の緊急救援計画）

第82条（危険物生産事業者等の緊急救援組織）

第83条（生産経営企業が生産安全事故報告義務）

第84条（安全生産監督管理部門の事故報告義務）

第85条（地方人民政府及び安全生産監督管理部門の事故対応）

第86条（事故調査処理について）

事故調査処理は、“科学的に厳密で、法令に従い、事実から真実を探り、実際の結果を重

視する”という原則に従い、事故原因を遅滞なく且つ正確に特定し、事故の性質と責任を調査して明らかにし、緊急対応作業を評価し、事故の教訓を総括し、改善措置を提出し、且つ、事故の責任組織と責任者に対して処理意見を提案しなければならない。事故調査報告は、法令に基づき、遅滞なく社会に公表しなければならない。事故調査および処理に関する具体的方法は、国務院により制定される。

事故発生事業組織は、改善措置を遅滞なく全面的に実施しなければならないが、安全生産監督管理の職責を負う部門は、監督検査を強化しなければならない。

事故調査と処理の責任を負う国務院関連部門と地方人民政府は、事故調査報告の承認後1年以内に、関連部門を組織して事故の是正と予防措置の実施状況の評価を行い、且つ遅滞なく評価結果を社会に公開する。職務を履行しなかったために事故の是正及び予防措置を実施できなかった関連事業組織及び要員は、関連規定に従って責任を追及させなければならない。

第87条（生産安全事故の究明及び責任追及）

第88条（事故調査の妨害禁止）

第89条（生産安全事故の統計分析）

第6章 法律責任

第90条（安全生産監督管理職責者の職務不適正に対する処罰）

第91条（検収費用徴取等に対する処罰）

第92条（安全評価機関が不正報告等をした場合の処罰）

安全評価、認証、検査測定、検査業務を担当する機関が事実と異なる報告をした場合、業務停止及び是正処置を命じ、且つ3万元以10万元以下の罰金を科す。他人に損害を与えた場合、法に従って賠償責任を負う。

安全評価、認証、検査測定、検査業務の職責を負う機関が、資格の貸出し、組織の名義貸し、または虚偽報告を行った場合、違法な利益を没収する。且つ、違法所得が10万元を超える場合、違法所得の2倍以上5倍以下の罰金を併科す。違法所得がないか又は違法所得が10万元未満の場合、10万元以上20万元以下の罰金を単科するか併科する。直接の責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して、5万元以上10万元以下の罰金を科す。他者に損害を与えた場合、生産経営企業と連帯賠償責任を負う。犯罪が構成された場合、刑法の関連規定に従って刑事責任を追及する。

前項に違反した機関及びその直接責任要員は、対応する資質及び資格を取り消され、5年以内に安全評価、認証、検査測定、検査業務等に従事してはならない。状況が重大な場合、生涯に亘り業界と職業に従事することを禁止する。

第93条（安全生産に必要な資金を投入しなかった場合の処罰）

第94条（生産経営企業の責任者が職責を履行しない場合の処罰）

生産経営企業の主要責任者が、本法に定める安全生産管理職責を履行しない場合は、期限内に改善するよう命じ、且つ2万元以上5万元以下の罰金を科す。期限を過ぎても改善しない場合、5万元以上10万元以下の罰金を科し、且つ生産経営企業に対し生産停止、業務停止と是正処置を命じる。

生産経営企業の主要責任者が前項の違法行為を行うことにより、生産安全事故を起こした場合、職務取消し処分をする。犯罪が構成された場合、刑法の関連規定に従って刑事責任を追及する。

生産経営企業の主要責任者が、前項の規定により刑事処罰又は職務取消処分を受けた場合、刑罰の執行が完了したか又は処分を受けた日から起算して、5年以内は如何なる生産経営組織の主要責任者を担当してはならない。重大または特別重大な生産安全事故に対して責任を負う場合、生涯に亘って、当該業界に於ける生産経営企業の主要責任者を務めてはならない。

第95条（生産経営企業責任者の職務不履行により安全事故が発生した場合の罰金）

生産経営企業の主要責任者が、本法に規定する安全生産管理職責を履行しないことにより、生産安全事故の発生をもたらした場合、应急管理部門は、以下の規定に従って罰金を科す。

- (1) 一般事故が発生した場合、前年度の年収の40%の罰金を科す。
- (2) 比較的重大な事故が発生した場合、前年度の年収の60%の罰金を科す。
- (3) 重大な事故が発生した場合、前年度の年収の80%の罰金を科す。
- (4) 特に重大な事故が発生した場合、前年度の年収の100%の罰金を科す。

第96条（生産経営企業のその他の責任者等の職務不履行に対する処罰）

生産経営企業のその他の責任者及び安全生産管理要員が、本法に規定する安全生産管理職責を履行しない場合、期限内の改善を命じ、且つ1万元以上3万元以下の罰金を科す。生産安全事故の発生をもたらした場合、安全生産関連の資格を一時的に無効又は抹消し、且つ前年度の年収の20%以上50%以下の罰金を科す。犯罪が構成された場合、刑法の関連規定に従って刑事責任を追及する。

第97条（生産経営企業が安全管理機関の設置等を怠った場合の処罰）

生産経営企業が以下の各号に掲げる事由の一つでも該当した場合、期限を設けて改善を命じ、且つ10万元以下の罰金を科す。期限内に改善しなかった場合、生産及び業務を停止し改善するように命じ、且つ10万元以上20万元以下の罰金を科す。直接的な責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、2万元以上5万元以下の罰金を科す。

- (1) 規則どおりに安全生産管理機関を設立しないか、安全生産管理要員及び登録安全技術者を配備しなかった場合。
- (2) 危険物の生産、販売、貯蔵、積載荷降ろしを行う事業組織、または鉱山、金属精錬、建設施工、輸送を行う事業組織の主要責任者および安全生産管理要員が、規定に従った試験を経て合格していない場合。
- (3) 規程どおりに従業員、派遣労働者および実習学生に対する安全生産教育及び訓練を実施しなかった、または規定どおりに関連する安全生産事項を誠実に通知していない場合。
- (4) 安全生産教育及び訓練の実施状況を事実どおりに記録しなかった場合。
- (5) 事故の潜在的発生要因の検査・処理状況を事実どおりに記録しないか、または従業員に通報しなかった場合。
- (6) 規定どおりに生産安全事故緊急救援計画を制定しないか、または定期的に訓練を組織しなかった場合。
- (7) 特殊作業要員が規定どおりに専門的安全作業養成訓練を受けていないか、相応の資格

を取得していないで職務について作業した場合。

第98条（建設プロジェクトでの安全評価未実施等に対する処罰）

生産経営企業が以下の各号に掲げる事由の一つでも該当した場合、建設を停止するか生産・業務を停止し是正し、および期限内の改善を命じ、且つ10万元以上50万元以下の罰金を科す。その他の直接的に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して2万元以上50万元以下の罰金を科す。期限内に改善しなかった場合、50万元以上100万元以下の罰金を科し、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して5万元以上10万元以下の罰金を科す。犯罪が構成されている場合、刑法の関連規定に従って刑事責任を追究する。

- (1) 鉱山、金属精錬建設プロジェクト、または危険物の生産、貯蔵、積み下ろしに用いる建設プロジェクトについて、規定通りの安全評価を実施しなかった場合。
- (2) 鉱山、金属精錬建設プロジェクト、または危険物の生産、貯蔵、積み下ろしに用いる建設プロジェクトに安全施設の設計がない、または安全施設の設計が規制に従わずに審査・承認を得るための関連部門への報告がなされていない場合。
- (3) 鉱山、金属精錬建設プロジェクト、または危険物の生産、貯蔵、積み下ろしに用いる建設プロジェクトの施工業者が、認可された安全施設設計どおりに施行していない場合。
- (4) 鉱山、金属精錬建設プロジェクト、または危険物の生産、貯蔵、積み下ろしに用いる建設プロジェクトが竣工し、生産または使用が行われる前に、安全施設が検収による合格を受けていない場合。

第99条（安全設備、安全警告標識等の未設置に対する処罰）

生産経営企業が以下の各号に掲げる事由の一つでも該当した場合、期限を設けて改善を命じ、且つ5万元以下の罰金を科す。期限内に改善しなかった場合、5万元以上20万元以下の罰金を科し、直接的な責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し1万元以上2万元以下の罰金を科す。情状が重い場合、生産及び業務を停止し改善するように命じる。犯罪が構成されている場合、刑法の関連規定に従って刑事責任を追究する。

- (1) 比較的大きな危険要素のある生産事業現場及び関連施設や設備上に目立つ安全警告標識を設置していない場合。
- (2) 安全設備の据え付け、使用、検査測定、改造および廃棄が、国内基準又は業界基準に適合していない場合。
- (3) 安全設備について日常的な保守、整備、および定期的な検査測定をしていない場合。
- (4) 生産安全性に直接関係する監視、警報、保護、救命設備または施設の閉鎖や破壊、または関連するデータ及び情報の改竄、隠蔽、破壊をおこなった場合。
- (5) 従業員の為に、国家基準又は業界基準に適合する労働保護用品を提供していない場合。
- (6) 危険物の容器若しくは運搬手段、または身体の安全を脅かし危険性の高い海洋石油採掘若しくは鉱山坑道の特殊設備において、専門業務資格を取得した機関による検査測定・検査合格を経ずに、安全使用証又は安全標識を取得して使用している場合。
- (7) 淘汰された生産安全性に危害を及ぼすプロセス又は設備を使用した場合。
- (8) 飲食等の業界に於ける生産経営企業が、可燃性ガス警報装置を設置せずに燃料ガスを使用した場合。

第100条（危険物の無断生産等に対する処罰）**第101条**（重大危険源の未登録等に対する処罰）

生産経営企業が以下の各号に掲げる事由の一つでも該当した場合、期限を設けて改善を命じ、且つ10万元以下の罰金を科す。期限内に改善しなかった場合、生産及び業務を停止し改善するように命じ、且つ10万元以上20万元以下の罰金を科す。直接的な責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、2万元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪が構成されている場合、刑法の関連規定に従って刑事責任を追及する。

- (1) 危険物を生産、販売、輸送、貯蔵若しくは使用するか、または危険物を処理し廃棄するのに、専門の安全管理制度を確立せず、信頼できる安全措置を講じなかった場合。
- (2) 重大な危険源について登録及びファイリングせず、または定期的な検査、評価、監視の未実施、及び緊急救援計画の未制定、緊急措置の未通知である場合。
- (3) 爆破、吊り上げ設置（吊装）、熱火（生火）、一時的な電気の使用、及び国务院应急管理部門が国务院の関連部門と共同で規定したその他の危険作業を実施する際に、現場の安全管理を行う専門人員を配置しなかった場合。
- (4) 安全リスク分類管理制度の未確立、或いは安全リスク分類に従った相応する管理制御措置を講じていない場合。
- (5) 事故の潜在危険性要因の調査・管理制度が未確立、または重大事故の潜在危険性要因の調査・管理の状況が規定に従って報告されていない場合。

第102条（潜在危険性要因の排除措置を講じない場合の処罰）

生産経営企業が事故の潜在的危険性要因を排除するための措置を講じていない場合、即刻の排除又は期限を限って排除することを命令し、且つ5万元以下の罰金を科す。生産経営組織が命令の実行を拒否した場合、生産及び業務活動を停止するよう命じ、直接の責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して5万元以上10万元以下の罰金を科す。犯罪が構成された場合、刑法の関連規定に従って刑事責任を追及する。

第103条（安全生産条件を具備していない事業者への請負や賃借等の場合の処罰）

生産経営企業が、生産経営項目、場所若しくは設備を、安全生産条件又はそれに相応する資格を具備していない事業者又は個人に請負わせるか、賃借した場合、期限を設けて改善を命じ、違法所得を没収する。違法所得が10万元以上である場合は、違法所得の2倍以上5倍以下の罰金を併科する。違法所得がないか、違法所得が10万元未満である場合は、10万元以上20万元以下の罰金を単科するか、併科する。生産安全事故を引き起こして他人に損害をもたらした場合には、請負人又は賃借人と共に連帯賠償責任を負う。

生産経営企業が請負事業者或いは賃借事業者と専門的な安全生産管理契約を締結せず、請負契約或いは賃借契約に於いて各自の安全生産管理職責を明確にしないか、請負事業者或いは賃借事業者の安全生産について統一した調整及び管理を行わなかった場合には、期限を設けて改善するように命令し、且つ5万元以下の罰金を科す。直接的に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に1万元以下の罰金を科す。期限内に改善しなかった場合、生産・業務の停止し改善するように命ずる。

鉱山、金属精錬の建設プロジェクト、および危険物の生産、貯蔵、積み下ろしの建設プロジェクトの施行事業者が、施工項目に対する規則に従った安全管理を実施していない場合、

期限を設けて改善するように命じ、且つ 10 万元以下の罰金を科し、その直積的な責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し 2 万元以下の罰金を科す。期限内に改善しなかった場合、生産及び業務を停止し改善するように命じ、資格証を取消し、違法所得を没収する。違法所得が 10 万元以上の場合は、違法所得の 2 倍以上 5 倍以下の罰金を併科し、違法所得がないか違法所得が 10 万元未満の場合は、10 万元以上 20 万元以下の罰金を単科又は併科する。直接の責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して 5 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。犯罪が構成された場合、刑法の関連規定に従って刑事責任を追究する。

第 104 条（複数の組織が同一作業区域内で作業する場合の安全措置未実施の場合の処罰）

第 105 条（出口及び避難通路が確保できていない場合等の処罰）

第 106 条（生産経営企業が従業員と締結した法的責任免除契約の無効と処罰）

第 107 条（従業員の職務怠慢等に対する処罰）

生産経営企業の従業員が職務上の安全責任を果たさず、管理に従わず、安全生産規則制度又は操作規程に違反した場合には、生産経営企業は矯正の為の教育を行い、関連する規則制度に従って処分する。犯罪が構成された場合、刑法の関連規定に従って刑事責任を追究する。

第 108 条（安全生産監督管理部門による監督・検査を拒否した場合の処罰）

第 109 条（安全生産責任保険に未加入の場合の処罰）

危険性の高い業界、分野の生産経営企業が、国の規定に基づいた安全生産責任保険に未加入である場合、期限を設けて改善することを命じ、且つ 5 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。期限内に改善しなかった場合は、10 万元以上 20 万元以下の罰金を科す。

第 110 条（事故発生時に於ける責任者の職務怠慢等に対する処罰）

第 111 条（地方人民政府や安全生産管理監督部門の事故の虚偽報告等に対する処罰）

第 112 条（生産経営企業が改善命令を拒否した場合の処罰）

生産経営企業が、本法律の規定に違反し、改善を命じられ且つ罰金の処分を科されたにも拘らず、改善を拒否した場合、安全生産監督管理の職責を負う部門は、改善を命じた翌日から、当初の罰金額に応じて毎日継続的に処罰することができる。

第 113 条（繰り返し行政処分を受けている場合等についての処罰）

生産経営企業に以下のいずれか一つの事態が発生した場合、安全生産監督管理の職責を有する部門は、地方人民政府に閉鎖を要請し、関連部門は法に従って関連する証書・許可証を取り消さなければならない。当該生産経営企業の主要責任者は、5 年以内に如何なる生産経営企業の主要責任者を務めてはならない。状況が重大な場合、生涯に亘って当該業界の生産経営企業の主要責任者を務めてはならない。

- (1) 重大事故の潜在的危険性があり、180 日以内に 3 回又は 1 年以内に 4 回、本法律に規定されている行政処分を受けた場合。
- (2) 生産停止、業務停止及び是正改善した後も、法律、行政法規、国家基準或いは業界基準で規定されている安全生産条件を満たしていない場合。
- (3) 法律、行政法規、国家基準或いは業界基準で規定された安全生産条件を満たさず、重大又は特別重大な生産安全事故を起こした場合。

- (4) 安全生産監督管理の職責を負う部門が作成した、生産停止、業務停止及び是正改善の決定の実行を拒否した場合。

第114条（生産安全事故が発生した場合の罰金）

生産安全事故が発生した場合、責任を負う生産経営企業に対して、法に従って対応する補償等の責任を負わせることに加えて、应急管理部門は以下の規定に従って罰金を科す。

- (1) 一般事故が発生した場合、30万元以上100万元以下の罰金を科す。
- (2) 軽大事故が発生した場合、100万元以上200万元以下の罰金を科す。
- (3) 重大事故が発生した場合、200万人民元以上1000万人民元以下の罰金を科す。
- (4) 特別重大事故が発生した場合、1,000万元以上2,000万元以下の罰金を科す。

生産安全事故が発生した場合、情状が特に重大で、影響が特に大きい場合、应急管理部門は、その責任を負う生産経営企業に対して、前項の罰金額に応じて2倍以上5倍以下の罰金を科すことができる。

第115条（行政処罰を決定する部門について）

本法律に規定されている行政処罰は、应急管理部門及びその他の安全生産監督管理に職責を負う部門が職責分担に従って決定する。その中で、本法律の第95条、第110条及び第114条の規定は、民間航空、鉄道、電力産業の生産経営企業及びその主要責任者の行政処罰に関する物であり、安全生産監督管理の職責を負う管轄部門によって処罰することもできる。閉鎖の行政処罰は、安全生産監督管理の職責を負う部門が県級以上の人民政府に対して、国務院によって規定された権限に従って決定するよう報告提起する。交流の行政処罰は、公安機関が、治安管理处罰の規定に従って決定する。

第116条（生産安全事故被害者に対する賠償責任）

第7章 附則

第117条（用語解説）

第118条（重大事故等の分類基準の制定）

本法律に規定する生産安全一般事故、軽大事故、重大事故、特別重大事故の分類基準は、国務院が規定する。

国務院の应急管理部門及び安全生産監督管理の職責を負うその他の部門は、各自の職責分担に基づいて、関連業界及び分野における重大な危険源の識別基準、および重大事故の潜在的発生要因の判定基準を策定する。

第119条（施行日）

本改訂は2021年9月1日から施行される。